

大阪府私立高等学校等「実践的英語教育」強化事業費 補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「実践的英語教育」強化事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条第3項の規定に基づき、府が予算の定めるところにより、実施要綱第5条第3項の規定による「支援校」を設置する設置者（以下「設置者」という。）に対し、大阪府私立高等学校等「実践的英語教育」強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱第7条第2項に定める経費であって、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第10条で規定する別表第1（資金収支計算書記載科目）に掲げる科目のうち、次の各号に掲げる科目で支出する経費とする。

- （1）人件費支出（ただし、役員報酬支出や退職金支出は含まない。）
- （2）教育研究経費支出
- （3）設備関係支出

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金の交付対象となる経費は含まない。

（補助限度額）

第3条 補助限度額は、実施要綱第6条の規定により決定された額とする。

（補助金額）

第4条 補助金額は、第6条の規定により決定された金額とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 規則第4条第1項の申請にあたっては、次に掲げる書類を毎年知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

- （1）補助金交付申請書（様式第1号）
- （2）要件確認申立書（様式第1号の2）
- （3）暴力団等審査情報（様式第1号の3）
- （4）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第6条 知事は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付決定を行い、補助金の交付を受けようとする設置者に対し通知する。

（事業内容の変更等）

第7条 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとする補助事業者は、規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により、補助事業内容変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 補助事業を中止又は廃止しようとする補助事業者は、規則第6条第1項第3号の規定により、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

- （1）補助金は、第2条に規定する経費に充当すること。
- （2）補助事業により設備を整備する場合は、特別の理由のある場合を除いて二者以上から見積書を徴し、契約書又は請書を作成し、経費の効率的使用に努めること。
- （3）補助事業により整備した設備については、補助対象である旨を表示し、補助金設備管理簿（様式第4号）（以下「管理簿」という。）を作成の上、毎年度5月15日までにその写しを知事に提出するとともに、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って使用すること。
- （4）補助事業者は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- （5）補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従うこと。

（補助金の交付の取下げ）

第9条 補助事業者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による報告にあたっては、補助事業実績報告書（様式第5号）及び補助事業実績報告内訳書（様式第5号の2）を補助事業の完了した日又は補助金の交付の決定に係る府の会計年度が終了した日の翌日から起算して30日以内に知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

- 2 前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第7条の規定による通知を受けた日以後速やかに、補助金（概算払）交付請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第12条 規則第19条ただし書の規定により知事が定める期間並びに同条第4号及び第5号の規定により知事が定めるものは、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成14年文部科学省告示第53号）又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の例に

- よる。
- 2 設置者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める財産処分承認基準に該当する場合はこの限りでない。
 - 3 設置者が、前項の規定による知事の承認を受けて、取得財産等を処分したことにより収入があり又はあると見込まれるときは、知事は、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部に相当する金額を府に納付させることがある。
 - 4 補助金の交付を受けた設置者が、当該支援校を廃止しようとするときは、合併及び破産の場合を除き、補助金に係る設備を、現に知事の認可を受けて教育の事業を行っている学校法人に帰属させなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月8日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。